

# 受益者負担の設定基準

## 1 趣旨

この基準は、都市経営システム推進大綱・実施計画に基づき策定するものであり、「受益に応じた負担」、「住民負担の公平性」を基本として、受益者負担の適正化に向けた新たなシステムの構築を目指すものである。

## 2 基本的な考え方

受益者負担金の設定にあたっては、相場主義(市場主義)と原価主義の2つの方法が考えられる。前者は、当該サービスの需給関係によって設定を行い、後者はコストの積み上げから設定するというものである。

今回、受益者負担の設定基準を策定するにあたって、基本的に原価主義の立場に立ちながら、市場性が認められるものや近隣他市との水準も考慮すべきものは、例外的に相場主義を取り入れることとする。

## 3 対象とする受益者負担金

この基準の対象とする受益者負担金は、使用料・手数料、及び雑入その他の収入うち市民に対するサービス提供の対価として実費徴収的に支払いを求めているものとする。また、現在、未徴収となっている行政サービスについても、「6 公費で負担すべき割合について」で示す基本的考え方により検証することとする。

独立採算を基本とした長期収支見通しに基づき算定されている受益者負担金(公営企業会計等に属する受益者負担金)については、対象外とする。

## 4 基本算式

(1) 受益者負担金設定の基本算式は、次のとおりとする。(次の(2)、(3)の場合を除く)

$$\boxed{\text{受益者負担金}} = \boxed{\text{サービス原価}} \times \underbrace{\boxed{(1 - \text{公費で負担すべき割合}\%)}}_{= \text{受益の割合}}$$

※端数の取扱いについて

上記算式による計算結果が、100円未満の場合は100円に切り上げ、100円以上の場合は100円未満の端数を四捨五入することを原則とする。

[例] 計算結果 = 30円 ⇒⇒100円

計算結果 = 149円 ⇒⇒100円

計算結果 = 150円 ⇒⇒200円

なお、備品使用料等で上記取扱いが不相当と判断される場合は10円単位で設定する。

※「サービス原価」及び「公費で負担すべき割合」の考え方は後述。

(2) 手数料については、次のとおりとする。

① 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める手数料は、これに準拠する。

② ①以外の手数料は、(1)の基本算式による。

(3) 行政財産の目的外使用料については、現行行政財産使用料条例の例より次のとおりとする。

$$\cdot \text{土地使用料(月額)} = \frac{\text{公有財産台帳登録価格を基準とした適正価格}}{\text{公有財産台帳登録価格を基準とした適正価格}} \times \frac{4}{1000}$$

$$\cdot \text{建物使用料(月額)} = \frac{\text{公有財産台帳登録価格を基準とした適正価格}}{\text{公有財産台帳登録価格を基準とした適正価格}} \times \frac{5}{1000}$$

※建物使用料には、土地(敷地)使用料を加算する。

## 5 サービス原価の算出について

基本的に職員人件費を含むトータルコストをベースとする。施設使用料その他を例に取り、以下に基本的な手順を示す。

### (例1) 施設使用料

#### ① 算入する経費について (=サービス総原価)

ア 施設の維持管理費(光熱水費その他物件費)のほか、施設管理にかかる職員人件費を含む。

イ 用地購入費、建物に係る減価償却費、大規模修繕費等の臨時的経費は、公費負担の範囲として扱い、原価には含まない。

ウ 複合施設の場合、会議室等使用させる部分に専属する経費以外の経費は床面積按分による。また、会議室等に使用させる面積が施設全体の50%を超えるものは、その共用部分の面積についても、相応分を按分基礎に組み入れる

#### ② サービス原価の算式(会議室の時間貸しの場合)

$$\text{サービス原価} = \text{コスト単価(円/㎡・h)} \times \text{使用時間} \times \text{会議室の専用面積}$$

・コスト単価(円/㎡・h) = サービス総原価 ÷ (会議室の延べ面積 × 延べ稼働時間)

・延べ稼働時間 = フル稼働したと仮定した延べ開館時間 × 80%

### (例2) 備品使用料(各種装置、印刷機、コインロッカー等)

#### ① 算入する経費について (=サービス総原価)

物件費(リース料、保守点検料、消耗品等)と備品の減価償却費を加味した実費相当額とする。

#### ② サービス原価の算式

$$\text{サービス原価} = \frac{\text{サービス総原価}}{\text{年間利用見込み件数}}$$

### (例3) 講座受講料

#### ① 算入する経費について (=サービス総原価)

ア テキスト代、材料費、傷害保険料等の個人に係る実費相当額

イ 講師代、職員人件費、会場使用料、印刷製本費、事務費その他物件費

#### ② サービス原価の算式

$$\text{サービス原価} = \frac{\text{サービス総原価}}{\text{受講定員}}$$

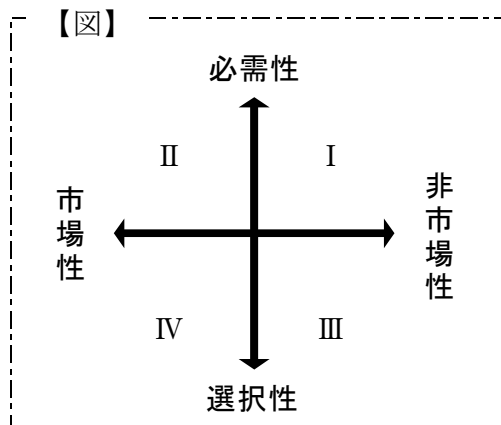
・前年の決算額及び当該年度の予定事業費をもとに年度当初に設定する。

・複数年度に渡って同様の講座を開催する場合は、年度間の均衡にも配慮する。

## 6 公費で負担すべき割合について

行政サービスは、公費(税)で賄うべきサービスと受益者負担を求めるべきサービスに分類されること、また1つの行政サービスの中でも公共性等の度合いから公費で賄うべき部分と受益者負担を求めるべき部分に分けられることは容易に想定されるが、「どこまでが公費負担で、どこからが受益者負担とすべきか」という議論が必要となる。この問題については、基本的に次のとおり考えることとする。

- (1) まず、行政サービスを、必需性と選択性、市場性と非市場性の軸で下図のとおり分類した場合、当該行政サービスがどの領域に属するかを考える。



**領域Ⅰ** 基礎的なサービスで、主に行政が提供する領域

＜例＞ 義務教育、消防、市道、ごみ焼却、住民登録

**領域Ⅱ** 基礎的なサービスで、行政と民間が競合する領域、又は私益性(個人消費性)が高い領域

＜例＞ 公営住宅、幼稚園・保育所、福祉サービス負担金

**領域Ⅲ** 選択的なサービスで、主に行政が提供する領域

＜例＞ 文化ホール、市民会館等貸館、公民館、スポーツ施設、博物館、図書館、健康診査負担金、証明書交付手数料、

市の施策に目的に沿った普及・啓発講座(個人に係る実費相当額は受益者負担 100%)

**領域Ⅳ** 選択的なサービスで、行政と民間が競合する領域

＜例＞ 趣味娯楽等個人的関心に関わるサービス、フィットネス施設、実費徴収金

- (2) 次に、領域別に公費負担と受益者負担の関係を下記のとおり考える。

**領域Ⅰ** 行政としての基礎的サービスであり、公費のみで賄うべき領域である。

⇒【公費負担の程度：高(100%程度)】

**領域Ⅱ** 市場性がある(=民間が参入できる)、つまり採算性があるため、受益者負担で経費賄うことが可能である。しかし、一方で必需性が高いため公費負担を入れ、受益者負担を低減すべき領域でもある。

⇒【公費負担の程度：中(75%程度)】

**領域Ⅲ** 非市場的である(=民間参入出来ない)、つまり採算性がないため、受益者で負担すると多額となり、公費負担が入ることとなる。しかし、一方で選択性が高いため、

一定の受益者負担を求めることが必要な領域である。

⇒【公費負担の程度：中（50%程度）】

**領域Ⅳ** 市場性がある(=民間が参入できる)、つまり採算性があるため、需給関係の中で受益者からの負担で経費を賄える範囲といえる。また、選択性が高いため、受益者負担を求めるべき領域である。

⇒【公費負担の程度：低（0%程度）】

なお、この領域に属するサービスは、行政が行う必要性は低いが、一定の政策的目的を達成するため、行政でも行っていると言える。

(3) ただし、個別に次の点にも留意する。

- ① 市施策目的への誘導を図るため、受益者負担を特に低めに設定し、サービスの利用を促進すべきもの
- ② 他市との均衡に配慮すべきもの
- ③ 市内における均衡を図るべきもの（例. 時間貸しの会議室、類似講座）
- ④ 施設の稼働率向上
- ⑤ 福祉サービス等において受益者の応能割合に配慮すべきもの（例. 保育所）

## 7 受益者負担金の改定時期等

条例改正を要するものや内容が毎年継続的であるサービスの受益者負担金については、基本的に3年毎に改定する。

また、上記により大幅に増額となる受益者負担金については、必要に応じて経過措置を設けるか段階的に増額する。

## 8 その他

受益者負担に係る減免・加算の基準については、別途策定する。